

# 令和6年度 高畠町標準農作業賃金表・参考賃借料

高畠町農業委員会

臨時雇賃金		
作業別	金額	摘要
一般作業	7,600円	<small>※申し合わせ事項                      ①労働時間は8時間を基準 ②賃金は食なしの基準金額                      ※山形県の最低賃金改定(毎年10月頃)後はその額を下回らないよう注意してください</small>
技術作業	10,900円	
雨よけ被ふく作業は(高所作業の場合)1時間当たり1,400円		

## 料金算定の基本的な考え方

- ①中核農家が作業を請け負い、日当・労働賃金(オペレーション賃金等)は他産業(建設業等)並とする。
- ②中核農家は、大型・高性能・最新機械による大規模経営であること。
- ③作業する農地は、団地化・整地され、ほ場条件が良好であること。

機械利用料金 (10a当たり)				
作業別	金額		摘要	
	消費税込み価格	うち消費税額		
田 耕 起	6,800円	618円	未整理地は20%増	
畑 耕 起	8,700円	791円	2回耕耘	
代 か き	7,600円	691円	未整理地は20%増	
育 苗 (1箱当たり)	1,000円	91円	種子代金含む ※有機JAS認定苗は話し合いによる	
機 械 田 植	8,500円	773円	苗運搬含まない、未整理地は20%増	
バ イ ン ダ ー	9,500円	864円	結束糸付、刈投、未整理地は20%増	
ハ ー ベ ス タ	12,000円	1,091円	未整理地は20%増、ワラ切は10%増	
コ ン バ イ ン	20,000円	1,818円	モミ運搬含む、未整理地は20%増、稲ワラ結束10%増	
籾 乾 燥	生乾燥	1,700円	155円	60kg 当たり、水分は23%基準
	半乾燥	1,000円	91円	60kg 当たり、水分は18%基準
籾 摺 調 整	900円	82円	60kg 当たり	
色 彩 選 別	600円	55円	玄米60kg 当たり、運搬含まない	
畦 塗 (100m当たり)	3,000円	273円	未整理地は20%増(片側)	
スピードスプレーヤー (100ℓ当たり)	1,500円	136円	薬剤は委託者持ち、条件不備、500ℓ以下の場合は話し合いによる	
堆 肥 散 布	5,500円	500円	マニアスプレッダー作業	
肥 料 散 布	1,400円	127円	機械使用、10袋200kg	
大豆刈取作業	15,500円	1,409円	汎用コンバイン	
大豆乾燥選別	3,100円	282円	1俵(60kg)当たり	

※化学的に合成された肥料および農薬の使用を避けることを基本として播種または植え付け前2年以上(多年生産物の場合は、最初の収穫前3年以上)の間、堆肥等による土作りを行ったほ場において生産された農産物。

この「標準農作業賃金表・参考賃借料」は、目安としてお示しするものです。それぞれの契約にあたっては、ほ場条件等を踏まえ、当事者間で十分に話し合いのうえ決めてください。

参考賃借料 (10a当たり)			
農地区分	金額	備考	
水田	1 等 級	14,000円	収量が590kg以上の生産地域
	2 等 級	11,000円	収量が520kg以上590kg未満の生産地域
	3 等 級	7,000円	収量が470kg以上520kg未満の生産地域
	4 等 級	4,000円	収量が470kg未満の生産地域
普通畑	3,000円	主たる作物として馬鈴薯・大根の1年2作により算定	
ぶどう(雨よけハウス)	14,000円		

※参考賃借料の額は水田に水稻を100%作付けされたものとして算定しています。

(注)

1. 水田の参考賃借料は、10aの水田に水稻が作付けされたものとして算定していますので、生産調整に係わる転作物や助成金については、当事者で十分に話し合いのうえ決めてください。

## 計算例

「10a借りた場合の参考賃借料額での計算 (水田は1等級・転作は普通畑)」

$$10a \times 55.1\% = 5.51a \text{ (作付面積)} \quad 10a \times 44.9\% \text{ (転作率)} = 4.49a \text{ (転作面積)}$$

$$5.51a \times 14,000 / 10a = 7,714 \text{円 (水稻作付け分)}$$

$$4.49a \times 3,000 / 10a = 1,347 \text{円 (転作作付け分)}$$

合計 **9,061円**

2. 水田基準収量については、山形県農業共済組合引受基準収量(ほ場整備済田)により設定していますので、ほ場条件等で実態にそぐわない場合は、当事者で十分話し合いのうえ決めてください。
3. 土地改良賦課金については、経常的経費(経常賦課金、維持管理賦課金)は耕作者(借主)が負担し、土地改良工事費(ほ場整備等に係る賦課金)は所有者(貸主)が負担するものとして算定しています。
4. ぶどう棚一体型の園地の場合は、当事者で十分に話し合いのうえ決めてください。

◎農地のことは、地元農業委員・農地利用最適化推進委員にご相談ください!